販売代理店の定期報告制度に関してよくあるご質問 (令和3年4月1日時点版)

電気通信事業報告規則第4条の11で規定する販売代理店の定期報告について、よくあるご質問をまとめています。電子システムの操作に関してよくあるご質問(ログインパスワードを忘れた場合の対応等)については、操作マニュアルをご覧ください。

<掲載箇所>

1.	井	ŧ通事項	ρ.2
(1)	報告の義務がある販売代理店はどのような代理店ですか? _]	ρ.2
(2)	報告はどのように行いますか。 ₁	ρ.5
(3)	報告を行う期間はいつからいつまでですか。	p.5
(4)	報告は毎年行なうものですか。 _]	p.5
2.	崖	営業所その他の事業所の所在地等に関する報告について	p.5
(1)	営業所その他の事業所とはどのようなものを指しますか? _]	ρ.5
(2)	営業所その他の事業所の名称とはどのようなものを報告すればよいで	す
		か ₁	ρ.5
(3)	営業所その他事務所の所在地とはどのようなものを報告すればよいで	す
		か。 ₁	ρ.5
(4)	家電量販店様等、他社の店舗・営業所等を間借りして媒介等の業務を行	う
		場合も報告対象になりますか。 ₁	ρ.5
3.	再	耳委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告	p.6
(1)	再委託に係る電気通信役務とはどのようなものを報告すればよいですな	j۱。
		1	ρ.6
(2)	再委託に係る電気通信事業者の名称とはどのようなものを報告すれば	よ
		いですか。 ₁	ρ.6
(3)	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号とはどのようなものを報告す	
		ばよいですか。	ρ.6
(4)	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先とはどのようなものを報告すれ	ば
		よいですか。	
4.	7	その他	ρ.7
(1)	報告を行わなかった場合の罰則はありますか。	ρ.7
(2)	電子システムを用いた報告が行えないのですが、どうすればよいですか	٠,
			p.7

1. 共通事項

(1)報告の義務がある販売代理店はどのような代理店ですか?

電気通信事業法第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店のうち、①営業所その他の事業所において利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者(<u>店舗販売</u>を行っている者)又は②当該媒介等の業務について再委託を行っている者に報告の義務があります。

<媒介等の業務届出書の記載と報告対象者との関係>

樣式第33(施行規則第39条第1項関係) 媒介等の業務届出書 令和○○年○○月○○日 総務大臣 殿 郵便番号 〇〇〇一〇〇〇 (ふりがな) 住 所 東京都千代田区霞が関〇〇 (ふりがな) 氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 法人番号 0000000000000 担当部署名 〇〇課 電話番号及び電子メールアドレス 03-0000-0000 00@00.jp 電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のと おり届け出ます。 媒介等の業務に係る電 3 委託を受ける電気通 媒 介等の 気通信役務を提供する電気 信事業者又は媒介等業務 委託 係る電気通信役務の 業務に 通信事業者 に係 販売方法の別 係る電 る再 気通信 委託 氏 名 住所 法人番 氏 名 法人番 訪問販売等 電話勧誘販 役務 又は 号 又は 뭉 の有 名称 名称 無 東京都千代田 0000000 株式 東京都 0000000 MNO 株式 の携帯 会社 電話端 ☆☆ 会 社 千代田 000000 000000 区霞が 区霞が 0 .. 末サー 関〇〇 関〇〇 F T T 株 式 H ア ク 会 社 セ ス サ △△ 0000000 0000000 株式 東京都 Hアク 千代田 000000 会 社 千代田 000000 区霞が 区霞が 0 0 ービス 関〇〇 関〇〇 (足回 り回線) ①店舗販売を行っている

2当該媒介等の業務について再委託を行っている

電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に

掲げる電気通信役務

(※4ページに詳細)

媒介等の業務で取扱う電気通信役務について、以下のような場合には当該役務に 関連して報告義務が発生します。

ア「電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に掲げる電気通信役務」を扱っており、「再委託も行っており、店舗販売も行っている」

1 媒 介等の 業務に 係る電	2 媒介等の業務に係る電 気通信役務を提供する電気 通信事業者 受託者						4 委託 に保 る再	5 媒介等の業務に 係る電気通信役務の 販売方法の別			務の	報告義務あり
気通信 役務	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	氏名 又 名称	住所	法人番号	委託 の有 無	店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等	(営業所その他の事業所の所在地等及び 再委託先の販売代理店の名称等を報告)
MNO の携帯 電話サ マス	株式会社 ☆☆	東京都千代田区が関○○	0000000 000000	株式会社	東京都 千代田 区蔵が 関〇〇	0000000 000000	0	0	_			

イ「電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に掲げる電気通信役務」を扱っており、「再委託を行っている」が、「店舗販売は行っていない」

1 媒 介等の 業務に 係る電	2 媒介等の業務に係る電 気通信役務を提供する電気 通信事業者			3 委託を受ける電気通 信事業者又は媒介等業務 受託者			4 委託 に係 る再	5 媒介等の業務に 係る電気通信役務の 販売方法の別			務の	4-0-4
気通信 役務	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	氏 名 又 は 名称	住所	法人番号	委託の有無	店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等	報告義務あり (再委託先の販売代理店の名称等を報告)
MNO の携話サ ボス		東京都 京代 田 区 関〇〇	0000000 000000	株式会社	東京都 千代田 区霞が 関〇〇	0000000 000000		×				

ウ 「電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に掲げる電気通信役務」を扱っており、「再委託は行っていない」が、「店舗販売は行っている」



また、以下のような場合には、当該役務に関連して報告義務は発生しません。

エ「電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に掲げる電気通信役務」について、「再委託 は行っていない」し、「店舗販売も行っていない」



オ 定期報告の対象となる「電気通信事業法第 26 条第1項又は第2号に掲げる電気通信役 務」ではない。



電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の具体的な 内容は、総務省の指定告示 (電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定す る件(平成28年総務省告示第106号))により、以下の表のとおり指定されています。

<電気通信事業法第26条第1項第1号関係>

指定告示	の条項	サービス名	解説・備考
第2項	第1号	MNO(※1)の携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第2号	MNOの無線インターネット専用サ ービス	タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの、モバイルWiMAX及びAXGP(※3)が該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第3号	MVNO(※2)の期間拘束あり無線 インターネット専用サービス	タブレット・ルーター等の端末向けのMVNOが提供するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変更・解約しても月額基本料金を超える違約金が生じるもの(※4)が該当する。自動更新の有無は問わない。また、当初の契約期間の経過後はいつでも違約金なしで解約できるようになるサービスであっても、その当初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じる場合は、該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。
	第4号	MVNOの携帯電話端末サービス	スマートフォンを含む携帯電話端末向けにMVNOが提供する音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる(後述の事業法第26条第1項第3号関係に該当)。データ通信に関しては、足回り回線部分とISPサービスの双方が該当する。

- ※1 自ら電波の割当を受けて携帯電話端末サービス等を展開する事業者
- ※2 自らは電波の割当を受けず、電波を割り当てられた事業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホやモバイル Wi-Fi ルーター等向け に独自のサービスを展開する事業者

 ※3 PHSの次世代システムとして導入されたXGPという通信規格を改良した規格。データ通信規格としてLTEと同列で利用される。

 ※4 契約期間の経過後、違約金なしで解約できるものも含まれる。

<電気通信事業法第26条第1項第2号関係>

指定告示	の条項	サービス名	解説·備考			
第3項	第1号	FTTHアクセスサービス(足回り回線)	光ファイバの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス。			
	第2号	CATVアクセスサービス(足回り回線)	ケーブルテレビの足回り回線部分のみを利用者に提供するサービス			
	第3号	分離型のISPサービス(FTTH及び CATVインターネット向け)	FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合には、それ単体として該当する。			
	第4号	分離型のISPサービス(DSL向け)	DSLサービス(ADSL等)の足回り回線部分のサービスとは分離して提供されるI SPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供 元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービス は、第3号も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作するこ とで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。			
○複数の	電気通信役	 務が一体提供されているもの				
	第1号· 第3号	FTTHインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)				
	第1号· 第3号· 第4項 第6号	FTTHインターネットサービス(足回り回線、ISPサービス及びIP電話サービスの一体提供)				
	第2号· 第3号	CATVインターネットサービス(足回り回線とISPサービスの一体提供)				
	第2号· 第3号· 第4項 第6号	CATVインターネットサービス(足回 り回線、ISPサービス及びIP電話サ ービスの一体提供)				

(2)報告はどのように行いますか。

総務省のホームページに設置された「販売代理店報告システム」にログインの 上、報告を行います。

(3) 報告を行う期間はいつからいつまでですか。

毎年度終了後2か月以内(4月から5月末まで)に各年度末の状況を報告する必要があります。例えば、令和3年3月末時点の状況については、令和3年4月1日から5月末日までに報告する必要があります。

(4)報告は毎年行なうものですか。

毎年の報告が必要です。

2. 営業所その他の事業所の所在地等に関する報告について

(1) 営業所その他の事業所とはどのようなものを指しますか?

届出者が対面により電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務(店舗販売)を行う場所を指します。

<営業所その他の事業所のイメージ>



⇒販売を行っている店舗等が「営業 所その他の事業所」になります。

⇒「営業所その他の事業所」はありません。

(2) 営業所その他の事業所の名称とはどのようなものを報告すればよいです

か。

「〇〇ショップ××店」というように、営業所等の名称を報告してください。

(3) 営業所その他事務所の所在地とはどのようなものを報告すればよいです

か。

営業所等の住所を報告してください。

(4) 家電量販店様等、他社の店舗・営業所等を間借りして媒介等の業務を行う場合も報告対象になりますか。

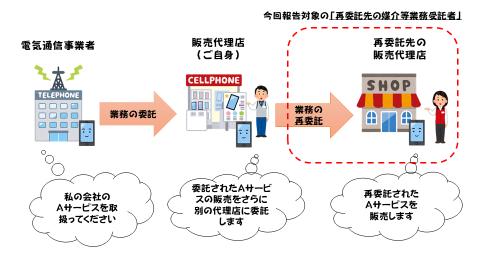
継続的にその店舗・営業所等において媒介等の業務を行っている場合(例:自社 又は自社が取扱う電気通信事業者の名称を掲げた看板を設置して業務を行っている 場合等)は、店舗販売を行っている者として、定期報告の対象となります。

3. 再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告

(1) 再委託に係る電気通信役務とはどのようなものを報告すればよいですか。

電気通信事業者又は媒介等業務受託者(販売代理店)から委託を受けた媒介等の 業務に係る電気通信役務のうち、さらに他の販売代理店に委託している電気通信役 務を報告してください。

<再委託先の媒介等業務受託者のイメージ>



(2) 再委託に係る電気通信事業者の名称とはどのようなものを報告すればよいですか。

(1)で報告の対象となっている電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称 (例:株式会社〇〇)を報告してください。

(3) 再委託先の媒介等業務受託者の届出番号とはどのようなものを報告すればよいですか。

電気通信事業者又は媒介等業務受託者(販売代理店)から委託を受けた媒介等の 業務をさらに他の販売代理店に委託している場合、その委託先の販売代理店の届出 番号を報告してください。

なお、総務省ホームページの「販売代理店届出制度」のページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html) において、届出を行った販売代理店の一覧を公表しており、その一覧から届出番号を検索することができます。

(4) 再委託先の媒介等業務受託者の連絡先とはどのようなものを報告すればよいですか。

(3)で報告の対象となっている委託先の媒介等業務受託者の電話番号を報告してください。

4. その他

(1)報告を行わなかった場合の罰則はありますか。

電気通信事業法第 188 条第 17 号により 30 万円以下の罰金が規定されています。

(2) 電子システムを用いた報告が行えないのですが、どうすればよいですか。

災害やシステム障害等のやむを得ない事情があるため電子システムによる報告が 困難であるときは、様式第 23 の 16 を用いた書面等による報告が可能となっていま す。やむを得ない事情により電子システム以外で報告を行う場合には、所管の総合 通信局等にお問合せの上、電子システム以外で報告を行う事情をお伝えいただくよ うお願いします。